



平成29年4月27日

各 位

東京都港区海岸一丁目2番20号
会社名 株式会社トライステージ
代表者名 代表取締役会長 丸田 昭雄
(コード番号:2178 東証マザーズ)
問合せ先 経理財務部長 西田 真也
電話番号 03-5402-4111

定款の一部変更及び補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、平成29年4月19日開催の取締役会において、以下のとおり、「定款一部変更の件」及び「補欠監査役1名選任の件」について平成29年5月26日開催予定の当社第11期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法) 第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 (新 設) (新 設)	第5章 監査役及び監査役会 (選任の方法) 第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>②当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>③前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(任期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。<u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
--	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年5月26日 (予定)
定款変更の効力発生日 平成29年5月26日 (予定)

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況
<small>しょうむら ひろし</small> 庄村 裕 (昭和46年9月6日生)	平成9年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入社 平成12年7月 公認会計士登録 平成19年9月 庄村公認会計士事務所設立、所長就任 (現任) 合同会社グローアップ設立、代表社員就任 (現任) 平成26年6月 株式会社オートウェーブ社外監査役就任 (現任) 平成28年6月 双葉電子工業株式会社社外取締役就任 (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 庄村公認会計士事務所 所長 合同会社グローアップ 代表社員 株式会社オートウェーブ 社外監査役 双葉電子工業株式会社 社外取締役

(注) 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上